

【訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について】

当ステーションでは、関東信越厚生局長等に届け出済みの訪問看護ステーションとして、健康保険法第3条第13項の規定に基づき電子資格確認を活用しております。この仕組みにより利用者様の診療情報を取得し、指定訪問看護に関する計画的な管理を行っています。

その結果、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算させていただきます。

加算額について

訪問看護医療 DX 情報活用加算：50 円／月

・施設基準

1. 電子情報処理組織を使用した請求を行い、訪問看護療養費および公費負担医療費の適切な請求を実施しています。
2. 健康保険法に基づく電子資格確認を行うための体制を整備しています。
3. 医療 DX を推進する体制を構築し、質の高い訪問看護を提供するための十分な情報収集とその活用を行っています。
4. 上記内容を当ステーション内の分かりやすい場所に掲示し、当ウェブサイトにも記載しております。

・資格情報の提供について

利用者様またはその代理人の同意が得られた場合にのみ、資格情報をオンラインで確認いたします。ご同意いただけない場合、オンライン資格確認は実施いたしません。

医療 DX を通じた、さらなるサービス向上に努めてまいります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。